

令和5年度へき地医療支援事業実施計画・実績

資料2

(1) 無医地区及び巡回診療実施状況

(浜松市国民健康保険佐久間病院、医療法人社団健育会西伊豆健育会病院、公益社団法人地域医療振興協会伊豆今井浜病院、医療法人社団駿甲会コミュニティーホスピタル甲賀病院)

(令和5年度第1四半期実績)

実施病院	担当市町村 (地区)名	戸数 (戸)	人口 (人)	実施 状況	巡回診療実施数					備考
					上段・・・0.5日を1単位とした実診療日数					
					下段・・・1日を1回とした回数					
第1. 四半期	第2. 四半期	第3. 四半期	第4. 四半期	計						
佐久間病院	浜松市(旧佐久間町) 吉沢(準)	11	18	R5 計画	1.5日 3回	1.5日 3回	1.5日 3回	1.5日 3回	6.0日 12回	
				R5 状況	1.5日 3回					
佐久間病院	浜松市(旧佐久間町) 相月	157	282	R5 計画	1.5日 3回	1.5日 3回	1.5日 3回	1.5日 3回	6.0日 12回	
				R5 状況	1.5日 3回					
西伊豆病院	西伊豆町大沢里	97	171	R5 計画	1.5日 3回	1.5日 3回	1.5日 3回	1.5日 3回	6.0日 12回	
				R5 状況	1.5日 3回	1.5日 3回				
伊豆今井浜 病院	南伊豆町伊浜	96	181	R5 計画	1.5日 3回	1.5日 3回	1.5日 3回	1.5日 3回	6.0日 12回	
				R5 状況						
甲賀病院	南伊豆町伊浜	96	181	R5 計画	1.5日 3回	1.5日 3回	1.5日 3回	1.5日 3回	6.0日 12回	
				R5 状況	1.5日 3回					

(2) へき地診療所代診医等派遣状況

(浜松市国民健康保険佐久間病院、独立行政法人国立病院機構天竜病院、医療法人社団青虎会フジ虎ノ門整形外科病院、NTT 東日本伊豆病院、独立行政法人地域医療機能推進機構桜ヶ丘病院)

(令和5年度第1四半期実績)

へき地診療所名	開設者	所在地	実施状況	派遣状況(日数)					備考
				第1.四半期	第2.四半期	第3.四半期	第4.四半期	計	
あたご診療所	上野山 庄一	浜松市天竜区西藤平 1527-5	R5 計画	0	1	1	1	3	実施病院： 天竜病院
			R5 状況						
林クリニック	林 孝祥	浜松市天竜区横山町 532	R5 計画	0	1	1	1	3	
			R5 状況						
戸田診療所	沼津市長	沼津市戸田 916-3	R5 計画	15	15	15	16	61	実施病院： フジ虎ノ門整形外科 病院
			R5 状況	15	15				
初島診療所	熱海市	熱海市初島 217-3	R5 計画	13	13	13	12	51	実施病院：NTT 東日本 伊豆病院
			R5 状況	13					
井川診療所	静岡市	静岡市葵区井川 1133-2	R5 計画	0	2	3	3	8	実施病院：桜ヶ丘病院
			R5 状況	0					

(3) 研修会実施状況

(令和5年度第1四半期実績)

病 院 名 研 修 会 名	実 施 状 況		職 種 別 参 加 人 員	実 施 内 容 等
	R5 計 画	回 数		
浜松市国民健康保険佐久間病院 みどり会症例検討会	R5 計 画	12 回	医師 7～8 人	各医師発表形式による症例検討
	R5 状 況	3 回		

(4) へき地代診医師派遣状況

ア 代診医師：2名（県立総合病院医師）

イ 派遣先：へき地公設公営診療所等（3箇所）

ウ 派遣状況

(令和5年9月29日現在)

派遣先	R5 実績
井川診療所	—
引佐鎮玉診療所	3 回
佐久間病院	2 回
佐久間病院附属浦川診療所	—
佐久間病院附属山香診療所	—
戸田診療所	1 回
合計	6 回

※派遣先医療機関からの依頼に応じて代診医を派遣

へき地の医療機関への看護師等の派遣について

(静岡県健康福祉部医療局地域医療課)

1 概要

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令（以下「派遣法」という。）及び国の施行通知に基づき、へき地の医療機関への看護師等の労働者派遣を行うに当たっては、派遣元事業主は事前研修を受けた看護師等を派遣するべきとされた。

事前研修を県へき地医療支援機構が中心となって行うこととし、事前研修実施要領を定めて実施したため、実績を報告する。

2 事前研修修了実績（令和5年10月17日現在）

医療機関所在地	医療機関	職種	人数	医療法上のへき地
伊豆市	病院	薬剤師	1	○
伊豆の国市	診療所（集団接種会場）※	看護師	20	
静岡市	病院	薬剤師	2	
		看護師	3	
	介護老人保健施設	看護師	1	
浜松市	病院	薬剤師	2	
	診療所（集団接種会場）※	看護師	93	
掛川市	診療所（集団接種会場）※	看護師	24	
合計	病院	薬剤師	5	
		看護師	3	
	介護老人保健施設	看護師	1	
	診療所（集団接種会場）※	看護師	137	

※いずれも市新型コロナワクチン集団接種会場

3 医療法上のへき地と派遣法上のへき地の比較

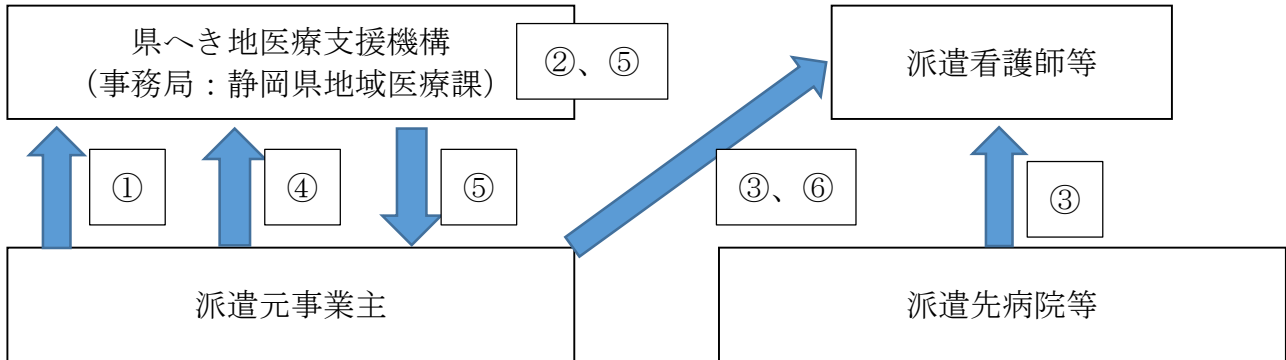
	医療法上のへき地	派遣法上のへき地
指定の根拠	国のへき地保健医療対策等実施要綱及び県保健医療計画	厚生労働省令
へき地の範囲	過疎特別措置法、山村振興法又は離島振興法で定める地域のみ	過疎特別措置法、山村振興法、離島振興法又は辺地法で定める地域を含む市町村
浜松市（例）	旧春野町、旧龍山村、旧佐久間町、旧水窪町、旧天竜市（熊村、上阿多古村、竜川村）、旧引佐町（伊平村、鎮玉村）	市全域
伊豆の国市(例)	非該当	市全域

4 事前研修の実施

(1) 医療法上のへき地への派遣

- ・ 施行通知に基づき、①から⑥により対応し、事前研修修了者に修了証を交付する。
- ・ 県では、県保健医療計画（へき地の医療）を研修資料として提供する。

<本県における事前研修の実施フロー>



- ①派遣元事業主は派遣先病院等と調整の上、県へき地医療支援機構に対して、実施計画書を提出する。
- ②県へき地医療支援機構は、実施計画書を受理し、記載内容に不備がないか確認する。
- ③派遣元事業主及び派遣先病院等は、派遣される看護師等に事前研修を実施する。
- ④事前研修実施後、派遣元事業主は派遣先病院等と調整の上、県へき地医療支援機構に対して、実施修了報告書を提出する。
- ⑤県へき地医療支援機構は、実施修了報告書を受理し、記載内容に不備がないか確認を行い、不備がないと認められる場合は、派遣元事業主に対して、修了確認書及び修了証明書を交付する。
- ⑥派遣元事業主は、派遣看護師等に修了証明書を渡す。

(2) 医療法上のへき地以外への派遣

- ・ 派遣元事業主と派遣先病院等が施行通知により事前研修を行い、要望があれば、③から対応し、事前研修者に修了証を交付する。